





共生(ともいき)のまちづくり

# 亀岡市内の 住民主体の移動支援 紹介BOOK

自治会・地区社協主催の事業から

ボランティアグループの活動まで







(福) 亀岡市社会福祉協議会 地域支援課

# もくじ

はじめに	1
亀岡市内の住民主体の移動支援事業	2
亀岡市内の住民主体の移動支援事業 一覧	3
各地の取り組みの様子	4
はじめようと思ったら、まず何から考えるか	5
財源について	6
よくある質問	7
実施団体の声	9
参考文献	10



## はじめに

#### 亀岡市内の「住民主体の移動支援紹介 BOOK」について

亀岡市内には、店舗や医療機関が近くにない地域が各所に存在します。中山間地など公共 交通が不十分な地域やバス停から遠い地域等では、移動手段の必要性が高齢者を中心に高 まっています。

買い物や通院に困るという住民ニーズに応えて、自治会やボランティアグループなどが主体となり、様々な形の住民の互助による移動支援事業が始まっています。

移動手段は、「住み慣れたところでずっと住み続けられる」ためには必要不可欠なものです。 生活支援体制整備事業では、令和5年度に亀岡市内の「住民主体の移動支援事業」に取り組 む皆さんと情報交換会(第2層協議体)を開催しました。その中で「移動支援の情報をまとめて ほしい」という要望を受け、情報交換会で出た意見や生活支援コーディネーターが地域へ訪問 する中で得た情報など関連する情報を分かりやすくまとめました。

皆さんのお住まいの地域でお役立てください。

#### □交通の便・移動手段についての住民ニーズ

#### 【公共交通が十分でない地域】

- ・免許を返納すると通院や買い物にたちまち困ってしまう。
- ・ふれあいサロンやボランティア、趣味などの生きがい活動に参加できなくなる。
- ・高齢者の外出が減ったり、閉じこもりがちになり、認知症状が進みフレイルが進行する恐れがある。

#### 【バスの路線がある地域でも・・・】

- ・通勤通学の時間帯以外は、1時間に1本しかない。
- ・バス停まで遠い、坂がきついなど、足の弱ってきた高齢者には厳しい現状がある。
- ・買い物の帰りは、かさばる日用品や食料品など重たい荷物を持って帰るのがつらい。



# □住民の切実な声に押され、住民主体で移動支援事業 を立ち上げる地域が増えています



道ですれ違った高齢者から、もう3日誰ともしゃべっていなかったと聞いた・・・ 免許返納後、高齢者が外出しにくくなることで、フレイルや認知症の進行が心配 車のない方でも安心して住める町づくり、転出を防ぎ活気のある町にしたい

#### 移動支援事業をはじめてみると、

車内の送迎時間におしゃべりが弾み住民交流の場になっている 認知症予防、フレイルの予防につながっている 高齢の運転ドライバーから「普段の運転にも気を付けるようになり、よかった」の声 「暮らしやすい町づくり・住み続けられる町づくり」にもつながっている



## □亀岡市内の住民主体による移動支援事業(Ⅰ○団体)

#### 【市からの補助を活用して実施している団体】

- ·東別院町(自治会)
- ·西別院町(自治会·地区社協)
- ・神前住民ハイヤープロジェクト(仟意団体)
- ·旭町(自治会)
- ·畑野町(自治会)



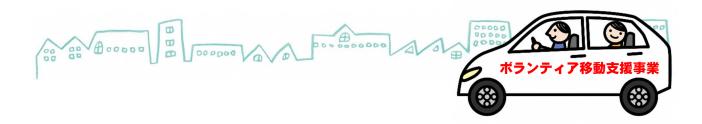
【自主財源や亀岡市社会福祉協議会のボランティア助成金、赤い羽根共同募金等を活用して 実施している団体】

- ・宮前町湯ノ花平区(ボランティアグループ)
- ・畑野町(緑会 ボランティアグループ、協力:山郷の駅)
- ·保津町(保津町社会福祉協議会)
- ・旭町(サロン参加者の送迎)

#### 【社会福祉法人による地域貢献】

- ·篠町王子唐櫃越(倣襄会·協力:西山区寿会)
- ※その他、市内各地で現在検討が始まっています。

普段の運転は、「道路交通法」を遵守するが、事業で人を運ぶ時は、「道路運送法」も遵守しないとならない。



## □亀岡市内の移動支援事業 一覧(令和6年度)

住民主体の移動支援事業一覧(地域主体型交通) 生活支援コーディネーターによる調査(R6.6)

古兴久	ID+ />	d=++- == /-	   由京	+1 <i>4</i> -	世中	rtu \2 7
事業名	町名	実施団体	内容	対象	費用	申し込み
東別院町自治会 乗り合い 自動車事業	東別院	東別院町 自治会 TEL: 27-2001	乗り合いによる送迎 ①平和堂-マツモト-市立病院-歯科-眼科 運行日:毎週月・水・金曜日 ②火・木・土はサロン送迎 移動支援専用の車を使用	町内の 交通弱者 (免許のない方)	無料	年度ごとに利 用登録 前日の16時ま でに自治会へ 申し込み
西別院町 地区社協 送迎事業	西別院	西別院町 地区社会 福祉協議会 TEL: 27-2214	乗り合いによる送迎 ①ふくしま医院 月3回通院送迎 ②マツモト大井南店-カインズ 毎週水曜日 移動支援専用の車を使用	町内の 交通弱者 (免許のない方)	無料	年度ごとに利 用登録 乗車希望日を 事前に自治会 へ申し込み
神前住民ハイヤー	宮前	神前住民 ハイヤープロ ジェクト (任意団体)	希望する目的地への個別送迎 目的:自由 行先:市内各地 ※帰りが必要な場合は別途申し込み ボランティアの車を使用	区民対象 の会員制 (登録は無料)	ガソリン代実費、有料道路代、駐車料金	前日までに 予約
湯の花平高齢者の交通援助	宮前	湯の花平 助け合い隊 (任意団体)	乗り合いによる送迎 目的:買い物 移動支援の専用の車を使用	区民対象 の会員制	無料	
畑野町 移送サービス事業	畑野	畑野町 自治会	希望する目的地への個別送迎 目的:自由	乗降に全介助 を要しない移 動困難者(原 則65歳以上)	ガソリン代実 費、有料道路 代、駐車料金	利用3日前 に予約
畑野町「緑会」 移送サービス	畑野	緑会 (任意団体) るり渓山郷の 駅(協力)	希望する目的地への個別送迎 目的:自由 行先:市内各地 ボランティアの車を使用 るり渓山郷の駅も協力	会員制	ガソリン代実 費、有料道路 代、駐車料金	利用7日前 に予約
高齢者交通支援	保津	保津町 社会福祉 協議会	希望する目的地への個別送迎 目的:自由 行先:市内各地 ボランティアの車を使用	町内の65歳以 上で免許のな い方で、介護認 定を受けてい ない方	無料	年度初めに自 治会へ申し込 み。担当ボラン ティアが決まっ たら、必要に応 じサポート。
旭サポートカー	旭	旭町自治 会 TEL: 22-5533	行先毎の乗り合い送迎 行先:八木/千代川/馬路/河原林方面の 買い物や通院 運行日:美濃田・杉-毎週火曜日 印字・山階-毎週水曜日 デイサービスさくら送迎車両-3台 ボランティア-2台 計5台	町内の交 通弱者 会員制	無料	運行日の前日 の午前中まで に申し込み
旭町高齢者 移動支援	旭	旭町高齢者 移動支援ボ ランティア (任意団体)	サロン参加者宅から会場までの送迎 毎月第4水曜日 「歌声広場あさひ」の開催日 ボランティアの車を使用	歌声広場 あさひ 参加者	無料	
西山団地の生活支 援の為の無料送迎 バス運行	篠町 西山団地	(福)倣襄会 区自治会 (協力)	乗り合いによる送迎 行先:西山団地-アルプラザ-マツモト-市 立病院-マツモト-アルプラザ-団地各戸 運行日:毎週火・金曜日 ※1回10名まで デイサービスの送迎車両を使用 ドライバー:職員	西山区民	無料	事前申し込み

## ] 亀岡市内の移動支援 各地の取り組みの様子







#### 東別院町の様子

平和堂-マツモト -市立病院-歯 科ー眼科など乗 り合いで、月水金 に運行されてい る。



登録制(年度初め に募集)買い物、 通院など個別に 送迎をされてい る。この日はスー パーまで送迎。

#### 事業主催者の声

「車中で話がはずんで いる。生活リズムにつな がって、介護予防にな っているようだ。」







#### 利用者の声

「数か月前に人からこの ような取り組みがある よ、と聞いて利用し始め た。自分が病気をしてし まって、運転ができなく なり移動支援を利用して いる。本当に助かって いる。」



「運転に関する講習会 を受講して、日常の運 転にも気を付けるよう になって良かった。」





















#### 一 運転ボランティア講習会を開催 一

☆旭サポートカー☆

旭サポートカーは、買い物や通院の無料の 送迎事業で、住民の運転ボランティアによ り運行されています。より安全な運行のた めに、令和5年5月に亀岡市役所桂川道路 交通課の協力を得て、国土交通省認定の運 転ボランティア講習会が開催されました。 10名の運転ボランティアが講義と実際のコ ースを運転しての講習を受けました。

## □はじめようと思ったら、まず何から考えるか

- 1 一緒に考える仲間を集めよう(検討委員会等の立ち上げ)
- 2 実態把握・アンケートを行い、住民のどのような要望に応えるかを決める 個別送迎?…目的は限定する?通院や買い物のみ?遊びの外出も含める?片道? 買い物バス?…店舗はどこへ?家まで送迎?
- 3 道路運送法を学ぼう
- 4 車をどう確保するか
- 5 保険のこと
- 6 安全な運行のための備え
- 7 財源について



旭サポートカー委員会 会議の様子

◎亀岡市社会福祉協議会 生活支援コーディネーターが一緒に考えるお手伝いをします。 道路運送法など必要な資料をお渡しします。

各町の取り組みの情報をお伝えします。

見学・勉強会などコーディネートを行います。

◎亀岡市役所 桂川道路交通課に相談しましょう。



旭サポートカー見学会

※最終ページに、国土交通省などの参考文献を紹介しています。



#### 「移動支援セミナー」オンライン講座 市社協主催の視聴会

令和5年11月に亀岡市社会福祉協議会の主催で、厚生労働省主催「移動支援セミナー」のオンライン講座を一緒に視聴する会を開催しました。近畿運輸支局の「道路運送法」についてや他市の事例発表から学びました。

移動支援事業に取り組んでいない自治会もご出席いただき熱心な 意見交換をすることができました。

☆亀岡市社会福祉協議会では今後も、住民主体の移動支援事業に関する 情報収集や、情報提供、緩やかなネットワークづくりに取り組んでいき ます。

## □住民主体の移動支援事業の財源について

- ○亀岡市の補助制度(亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金)
  - ※市からの補助を受けて運営するには、<u>運営主体が「自治会」が望ましく、利用者の年齢</u> 制限や既存の公共交通の運行と重複しない実施が求められる。

#### 補助対象地域

- ・公共交通空白地 (バス停・鉄道駅からおおむね1キロメートル以上離れた地域)
- ・公共交通不便地(バス停から概ね500m、鉄道駅から概ね1km以上離れた地域)
- ・公共交通不便地に準ずる地域 (バス停・鉄道駅と概ね40m以上の高低差がある地域、 または、バスが営業時間内に概ね3時間以上運行しない時間がある地域)

#### 補助対象経費

- ① 車両購入費 補助率4/5、上限350万円(ドライブレコーダー及びバックモニターの設置必要)
- ② 運営経費 ガソリン代、車両リース料、車両維持にかかる諸税、保険料、車検費用、予約等にかかる事務人件費等(特定できる経費に限る。)
- ※ 補助対象経費の3/10以上の収入(会費や他団体からの補助など)が必要。(事業開始から3年間 は除く)
- <注意> 新たに実施を検討される場合は、補助対象地域の確認やどのように検討していけば良いかなど、市桂川・道路交通課に事前にご相談ください。

担当課 亀岡市役所 桂川·道路交通課 広域事業·交通係 (TEL 0771-25-5070)

「自治会」として取り組むには、同じ町内でも交通の便がよい所と不便な ところの差があり、自治会で十分な議論や合意形成が必要です。 区単位の任意団体でも、市の補助を受けられるケースもあります。



#### ○市の補助基準に該当しない場合のその他財源について

・「まちづくり・地域振興」などの総合的な事業の中に「移動支援」を組み込む 移動支援だけに限定せず、「まちづくり」として総合的に事業を組み立てることができると 申請できる助成金の枠が広がるかもしれません。

※財源の工夫「地域交響プロジェクト(京都府のまちづくりの助成金)」

・赤い羽根共同募金を活用する

規模の小さな事業では、赤い羽根共同募金の助成をガソリン代等に活用することもできます。

ボランティアグループとして活動する

ボランティアグループとして、亀岡市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録すると、 亀岡市社会福祉協議会や京都府社会福祉協議会の助成金を活用することもできます。



## □検討を始めた当初のよくある質問

項目	質問	回答	備考
利用料(運賃)	利用者から料金を徴収した	道路運送法の「白タク」行為に	
	l,	なるため、算定根拠を示した	
		厳密なガソリン代以外はもら	
		うことができません。	
事故の心配	ボランティアドライバーで大	安全に運行できる体制づくり	
安全性の担保	丈夫なのか?	として「大臣認定ドライバー講	
		習」を受講する、運行マニュア	
		ルを整備するなど、少しでも安	
		全性を高める体制を整備する	
		ことが必要です。	
使用する車両	車の購入資金がない、どう	・個人より借用(専用車として)	
	やって車を用意する?	・福祉施設より借用(時間借り)	
		・マイカーを使用	
		・市の補助を受ける(条件有)	
		などが考えられます。	
保険	ボランティアのマイカーや施	個人や施設団体から車を借用	
	設の車を借りた場合、事故	する場合は、送迎事業使用中	
	の際保険金が支出されると	のみ対象となる「移動支援サ	
	翌年の保険料が上がってし	一ビス専用自動車保険」に加	
	まうのをどうするか。	入しているケースがあります。	
運転手の確保	運転手をどうやって集めた	・住民アンケートを行い、地域	
	らよいか。	の課題をまとめ、広く住民で実	
		情を共有し、住民意識を高め	
		る機会を設ける。	
		・取組の中で事業への協力者	
		を広げる。	
		・町内の広報誌で募集する。	
		・車関連の仕事の経験者や女	
		性にも声をかける。	
<b>22</b>	アンドゥ へ か / J   1   1   1   1   1   1   1   1   1	などが考えられます。	2 = 11 0
運営費の確保	運営資金の確保はどうすれ	・小規模の活動なら、ボランテ	亀岡市社会
	ばよいか。	ーィアグループを設立し、 <u>赤い羽</u>	福祉協議会
		<u>根共同募金助成金</u> を申請する	にお尋ねく
		ことや、亀岡市社会福祉協議	ださい。
		会のボランティアセンターに団	
		体登録し、その <u>助成金</u> の活用。 	
		・「公共交通空白地等」に該当	<b>亀岡市役所</b>
		する場合に対象となる市の補	桂川道路交通 課にお尋ねく
		助金の活用。	ださい。

		・住民から寄付を募る。	
運営主体となる団体が決まらない	自治会に運営主体となって もらいたいが、合意がとれ ない場合はどうすればよい か。	まずは、同じ思いの方で勉強 会や検討会を開催し、有志で 小さくモデル事業を始めてみ ることで、住民全体の意識を 高めることが必要であると考 えます。	
行政との連携 (相談)	住民による互助の事業は、 「道路交通法上の許可・登録 が必要ない」のに、行政に相 談が必要なのはなぜか?	「公共交通空白地等」に該当する地域であれば補助がうけられる場合があります。 現在ある公共交通との調整が必要となった場合、市が調整を行います。 また、利用者から費用を受け取る場合、市が必要と判断すれば運輸支局等に説明を行います。	

◎亀岡市社会福祉協議会 生活支援コーディネーターが一緒に考える お手伝いをします。

亀岡市内の移動支援事業の見学や聞き取りを行い、情報収集を行っています。関心のある方、 詳しく知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

住民によるボランティア移動支援が問題を解決する最善策と考えているわけではありませんが、 住民ニーズにこたえて、「目の前の困っている方を助けたい」「今、なんとかできることをしたい」 と仕組みづくりに動きだされる住民の皆様に、合法的に、少しでも安全に運用できるようにサポートをさせていただきます。

何から考えはじめた らよいですか? 考えを整理するお手 伝いができます。 道路運送法についての資料をご紹介できます。

「道路運送法」って?

保険はどうしたら?



亀岡市内の事例を ご紹介できます。

参考になるオンライ ン講座などご案内 できます。

住民 住民

生活支援コーディネーター

## □サービスを開始してからの声

意見や質問	対応
実費の利用料をもらうのは大変なので、	「ガソリン代」などを利用者に負担してもらう場
定額の利用料ではダメなのか。(利用料	合、算定根拠なく一律の金額を受け取ることは
をもらっている団体の声)	できません。(道路運送法)。モデル事業等を行
	い、試験運用により車種ごとの燃費データを取
	る作業や、ガソリン代の変動も考慮しなくては
	ならず、事務の煩雑さが伴います。
高齢のドライバーでも良いだろうか。	定年を 75 歳にしているところが多いです。
何歳までなら大丈夫だろうか。	ドライバー講習会などを実施することで、高齢
	ドライバーからは「運転ボランティアをするよう
	になり、普段の運転にも気をつけるようになり
	良かった」という声もあります。
いざ始めてみたものの利用者が広がら	「口コミで一緒に利用しませんかと誘う」、「利
ない。利用者が一部の方に固定される。	用者の声を広報する」、「買い物ツアーなど体験
	イベントを企画する」などが考えられます。
「移動の支援」だけでなく、車の中が「お	介護予防、閉じこもり防止、認知症予防、交流
しゃべりや交流、安否確認や情報交換の	促進など「まちの活性化」にもつながる活動に
場」になっている。はじめて良かった。	なっています。

## □実施団体の声

#### 亀岡市社会福祉協議会主催「住民主体の移動支援事業情報交換会」



☆亀岡市社会福祉協議会では 今後も、住民主体の移動支援 事業に関する情報収集や、情 報提供、緩やかなネットワーク づくりに取り組んでいきます。

生活支援コーディネーター



#### 意見交換の内容

- ○運転ボランティアが集まりにくいので、市が応援してほしい。市のお墨付き(バックアップ)があれば運転ボランティアも集まりやすいのではないか。
- 〇より安全な運行のために、市が運転ボランティア講習会などを実施してほしい。
- ○事故の際に責任が個人に帰属しないと書面に明記することでドライバーの責任は問われないとしても、事業主体としての責任から逃れられないため、行政が基金をつくり、万一の補償をするような仕組みやバックアップが今後は必要だ。皆で要望したらどうだろう。
- ○地域の高齢化の進行に伴い、ドライバーの確保が事業継続の大きな課題となっている。

### □参考文献 ※インターネットで検索してください。

⇒「『交通』と『福祉』が重なる現場の方々へ 高齢者の移動手段を 確保するための制度・事業モデル パンフレット」

(国土交通省)

国土交通省発行のパンフレット。自家用有償旅客運送や道路運送法の「許可・登録を要しない運送」(いわゆる住民ボランティアによる移動支援)など、さまざまなしくみについて、事業モデル(例)も示しながら紹介されています。



## □移動支援事業についての相談会・セミナー

- ⇒亀岡市社会福祉協議会では、ご要望に応じて
  - ○「住民主体の移動支援事業」に関する勉強会(道路運送法、保険、運用)
  - ○亀岡市内の事例発表会や実施団体の情報交換会の開催
  - ○亀岡市内の移動支援事業の視察などのマッチング
  - ○その他、相談会、情報提供を行っています。

まずは一緒に考えるお手伝いをしています。 お気軽にご相談ください



#### お問い合わせ先

(福) 亀岡市社会福祉協議会 地域支援課 地域福祉係

亀岡市余部町樋又61-1 ふれあいプラザ内

電話 0771 - 23 - 6711

FAX 0771 - 24 - 0350

メール tiikifukusi@fukukame-net.or.jp







